

担当	滋賀労働局労働基準部
	監督課長 斉藤 将
	主任監察監督官 笠原 由紀
	専門監督官 倉橋 隆成
	電話：077-522-6649

## 建設工事現場に対する集中監督指導の実施結果 ～墜落・転落防止に関する労働安全衛生法違反が約半数～

滋賀労働局(局長 辻 知之)管内における労働災害(休業4日以上)の発生件数のうち建設業の割合は、平成27年10月末速報値[年ベース]で約1割です。

しかしながら、労働災害を「事故の型別」に見た場合、重篤な災害に至る可能性が高い「墜落・転落」災害の割合は、全業種全体では17.5%であるのに対し、建設業は35.7%と約2倍となっており、業種の中で最も大きくなっています。また、建設業の死亡災害は、平成27年10月末現在で2件発生[年ベース]していますが、2件とも「墜落・転落」災害によるものです。

※労働災害の発生状況の詳細は3および4ページを参照。

こうした状況等を踏まえ、当局管内の労働基準監督署(大津、彦根、東近江)は、建設業における労働災害防止を図るため、労働災害の発生が多くなる12月の時期に、「墜落・転落」災害の防止を最重点課題として、県内の建設工事現場に対する集中的な監督指導(以下「集中監督指導」)を実施しました。今般、その集中監督指導の実施結果を取りまとめましたので、公表します。

### 【集中監督指導の実施結果の概要】

1 対象 滋賀県内の建設工事現場

2 期間 平成27年12月

3 実施結果 ※実施結果の詳細は2ページ「1」を参照。



(1) 監督指導を実施した51現場のうち、28現場(違反率54.9%)において労働安全衛生法(以下「法」)違反が認められたことから、是正勧告を行いました。

(2) 法違反が認められた現場における違反事項の総数は73件であり、その主なものは以下のとおりで、約半数が墜落・転落防止に関する違反でした。

※違反事項の詳細は2ページの「2」を参照。

- 墜落・転落防止に関する違反 36件 (49.3%)
- 安全衛生管理面に関する違反 19件 (26.0%)
- 建設機械等に関する違反 6件 (8.2%)

(3) 法違反が認められた28現場のうち、特に労働災害発生の急迫した危険が認められた4現場\*に対しては、作業停止等を命令する行政処分を行いました。

\* 4現場とも墜落・転落災害発生の急迫した危険性が認められた現場です。

### 【今後の対応】

今回の集中監督指導においても墜落・転落防止に関する違反が約半数認められたことや、景気回復による経済活動の活発化に伴う建設工事量の増加が見込まれること等から、墜落等による危険防止措置義務の履行を最重点事項として建設工事現場に対する監督指導を実施していくとともに、法違反を繰り返す事業場や法違反を原因として労働災害を発生させた事業場等に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処していきます。

## ○ 監督実施結果の詳細

工事別	監督実施 現場数 (A)	法令違反 現場数 (B)	違反率 対(A)	うち作業停止 等命令現場数 (C)
建築	34	21	61.8%	4
土木	9	3	33.3%	0
その他	8	4	50.0%	0
計	51	28	54.9%	4

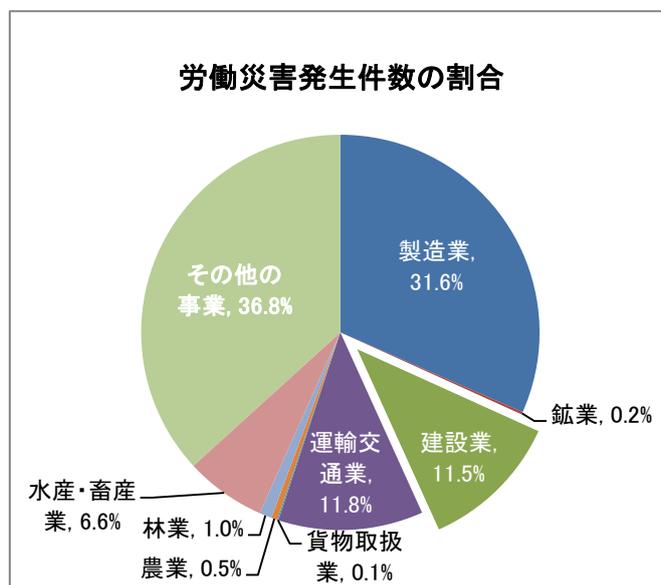
## ○ 違反事項の詳細

違反事項類別	違反事項数	割合	内容
【安全衛生管理面】 元方事業者、特定元方事業者の講ずべき措置関係	19	26.0%	・元方事業者の講ずべき措置の未実施(安衛法29) ・特定元方事業者による協議組織の未設置・運営の不備(安衛則635)
【墜落・転落防止】 高所の作業床や足場等からの墜落・転落防止関係	36	49.3%	・作業床の未設置又は安全帯等の未使用(安衛則518) ・高所の作業床の端、開口部等における手すり等の未設置若しくは安全帯等の未使用又は注文者の手すり等の未設置(安衛則519、安衛則653) ・昇降設備の未設置(安衛則526) ・足場の積載荷重の未周知(安衛則562) ・足場に係る高さ2メートル以上の作業場所における手すり等の未設置又は注文者の足場に係る措置の未実施(安衛則563、安衛則655) ・足場の組立て等の作業における措置の未実施(安衛則564) ・足場において作業を行う前の当該足場の点検の未実施(安衛則567) ・鋼管足場についての措置の不備(安衛則570)
【労働衛生関連】 アーク溶接作業等粉じんばく露防止関係	2	2.7%	・アーク溶接作業等における有効な呼吸用保護具の不使用(粉じん則27)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	6	8.2%	・建設機械の運転者が運転位置から離れる時の措置の未実施(安衛則160) ・建設機械の主たる用途以外の使用(安衛則164)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	5	6.8%	・移動式クレーンの上部旋回体との接触防止の未措置(クレーン則74) ・移動式クレーンの立入禁止区域等の連絡調整の不備(安衛則662の6)
【その他】	5	6.8%	・作業主任者の氏名等の未周知(安衛則18) ・計画届の所轄労働基準監督署長への未届(安衛則88条) ・仮設配線等の通路面における使用(安衛則338条) ・作業場に通ずる場所及び作業場における通路の不備(安衛則540条)
計	73		

## 《労働災害の発生状況の詳細》

### ○ 業種別の労働災害の発生件数と割合（平成27年10月末速報値）

業種	労働災害発生件数	割合
製造業	317	31.6%
鉱業	2	0.2%
建設業	115	11.5%
運輸交通業	118	11.8%
貨物取扱業	1	0.1%
農業	5	0.5%
林業	10	1.0%
水産・畜産業	66	6.6%
その他の事業	369	36.8%
計	1,003	100.0%



### ○ 建設業と全業種における「事故の型」別の労働災害の発生件数と割合

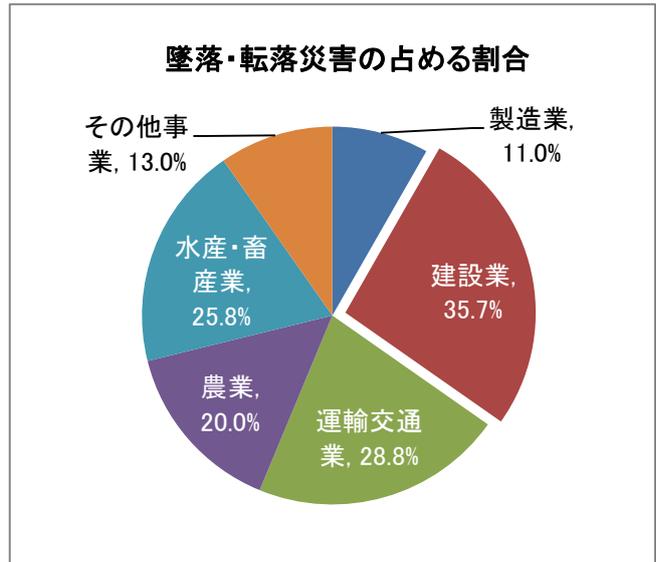
（平成27年10月末速報値）

業種	事故の型	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	高温・低温の物との接触	感電	爆発	交通事故（道路）	動作の反動・無理な動作	その他	計
		建設業	件数	41	11	2	11	2	2	12	9	3	4	1	1	2	13
建設業	割合	35.7%	9.6%	1.7%	9.6%	1.7%	1.7%	10.4%	7.8%	2.6%	3.5%	0.9%	0.9%	1.7%	11.3%	0.9%	
全業種	件数	176	196	26	59	14	70	123	60	10	36	1	1	54	149	17	1,003
	割合	17.5%	19.5%	2.6%	5.9%	1.4%	7.0%	12.3%	6.0%	1.0%	3.6%	0.1%	0.1%	5.4%	14.9%	1.7%	

※ 「全業種」については、建設業の労働災害があるもののみ記載しているため、「事故の型別」の合計の件数と「計」の件数とは一致しない。

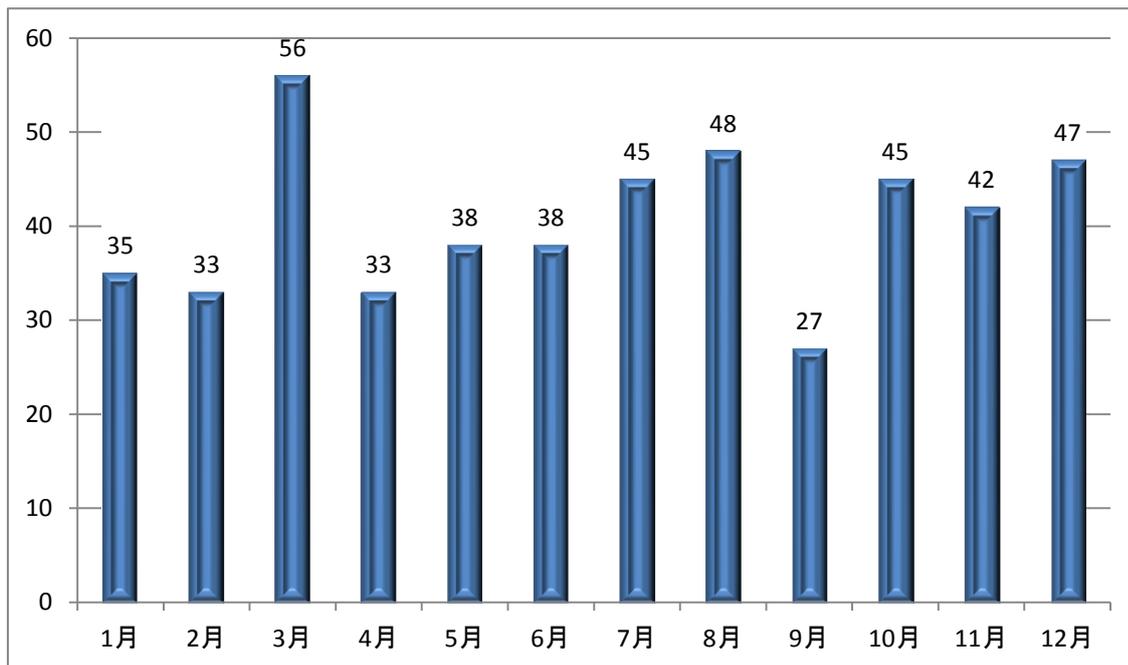
○ 労働災害発生件数のうち墜落・転落災害の件数と割合（平成27年10月末速報値）

業種	労働災害発生件数	うち墜落・転落	割合
製造業	317	35	11.0%
建設業	115	41	35.7%
運輸交通業	118	34	28.8%
農業	5	1	20.0%
水産・畜産業	66	17	25.8%
その他の事業	369	48	13.0%
全業種	1,003	176	17.5%



※ 「労働災害発生件数」については、「転落・墜落」災害がある業種のみを記載しているため、各業種の合計の件数と全業種の件数とは一致しない。

○ 建設業における月別の労働災害の発生件数（平成24年から平成26年までの計）



○業種別・事故の型別労働災害発生状況（労働者死傷病報告に基づく）（休業4日以上） 発生期間 平成27年1月1日～平成27年10月31日 平成27年10月末日現在 滋賀労働局

業種	事故の型	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	計
食料品製造業		5	14	3	4	2	2	8	9			6								3			56
繊維工業		2	3		1			3	1														10
衣服・その他の繊維製品製造業			1					1												1			3
木材・木製品製造業		1	2			1		2	3	1													10
家具・装備品製造業			1		1		2	1												1			6
パルプ・紙・紙加工品製造業		1	1				1	6												1			10
印刷・製本業			2		1		1	5	1														10
化学工業		2	5		2		2	6	2			1								5	2		27
窯業土石製品製造業		5	4	1		1	1	6	2									5			1		26
鉄鋼業		1			1			2				1								2			7
非鉄金属製造業								2				1							2				5
金属製品製造業		3	2	1	8		1	15	3			1					1			9			44
一般機械器具製造業		6	3		6	2	3	5		1										5			31
電気機械器具製造業		4	7		2		1	6	1			2						1		3	1		28
輸送用機械器具製造業		1	3	1	3		2	3	2	1									1	3			20
電気・ガス・水道業																							
その他の製造業		4	3	2			1	6				1								7			24
[・・・製造業計・・・]		35	51	8	29	6	17	77	24	3		12	1				1	6	3	40	4		317
・・・鉱業・・・								1											1				2
土木工事業		4	4		4		1	3	3			2						1		2			24
建築工事業		31	5	1	6	2	1	5	5	2		2						1		7	1		69
（内 木造家屋建築工事業）		9	3		1	1		1		1		1								3			20
その他の建設業		6	2	1	1			4	1	1				1	1					4			22
[・・・建設業計・・・]		41	11	2	11	2	2	12	9	3		4		1	1			2		13	1		115
道路旅客運送業・その他		2	2	1					1			1						2		2	1		12
道路貨物運送業		32	13	4	4	3	8	9	3	1								7	2	20			106
[・・・運輸交通業計・・・]		34	15	5	4	3	8	9	4	1		1						9	2	22	1		118
・・・貨物取扱業・・・			1																				1
・・・農業・・・		1					1	1	1											1			5
・・・林業・・・			1		2		2		3											2			10
・・・水産・畜産業・・・		17	6	1	1		23	2											11	5			66
その他の事業		48	111	10	12	3	17	21	19	3		19						37	1	60	6	2	369
（内 社会福祉施設）		1	13	2	2		2		1									5		20	1		47
（内 清掃業）		14	11	1	1	2	2	5	2	3								1		4		1	44
（内 商業）		14	46	2	7	1	9	9	5	2		5						12		22	1		135
（内 接客娯楽業）		7	18	3	1		1	4	11			12						2	1	9			69
*** 合計 ***		176	196	26	59	14	70	123	60	10		36	1	1	1		1	54	7	149	17	2	1,003

# 平成 27 年 死亡 災害 の 概要

滋 賀 労 働 局

平成 27 年 10 月 31 日 現在

番号	業 種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発 生 状 況
1	一般貨物自動車 運送業 4-3-1 (21名)	1月 11時頃	交通事故	運転手 30代	被災者は、配送先へ行くため4トントラックで名神高速道路上り線の走行車線を走行中、工事渋滞中の最後尾の車に衝突し、車両炎上により死亡(前方の3台の車両も玉突き事故)。天候は晴れ。急ブレーキの痕は無かった。極めて長い労働時間ではないが、改善基準告示をやや上回る労働時間が認められた。
2	建築工事業 3-2-1 (80名)	1月 8時頃	墜落・転落	作業員 30代	被災者は、社会福祉施設の新築工事現場において、1人で3階(高さ約12メートル)屋根の「水切り」を取付作業中に墜落、頭部等を打ち死亡したもの。被災者が作業していた箇所には、手すりを設置するなどの墜落防止措置が講じられてなかった。
3	飲食店 14-2-9 (9名)	4月 2時頃	交通事故	運転手 20代	自動車に従業員を自宅へ送迎する業務に従事していた被災者は、従業員を送り届けたあと、店舗に戻る途中に、対向車線にはみ出し、対向車線を走っていた大型トラックと正面衝突して死亡したもの。
4	畜産業 7-1-1 (16名)	5月 8時頃	はさまれ・ 巻き込まれ	作業員 30代	被災者が、混合機を稼働させて牛に与える餌を作っていたところ、身体ごとスクリーンに巻き込まれ死亡した。災害発生時、被災者は、混合機の排出口から餌を排出する調整作業を行っていたものと推定される。
5	一般貨物自動車 運送業 4-3-1 (12名)	7月 4時頃	交通事故	運転手 40代	京都縦貫自動車道路を運転中、パンクのために路肩に停車していたトラックに追突した。パンクしたトラックはカーブを曲がった先の路肩によせて停められていたが、車体の半分以上は走行車線にはみ出した状態であった。
6	建築工事業 3-2-2 (7名)	9月 13時頃	墜落・転落	とび工 10代	高さ約6メートルの箇所で垂木(屋根を支えるための部材)の取付け作業を行っていたとき、垂木の端から地上に墜落して死亡したもの。
7	印刷業 1-7-1 (250名)	9月 9時頃	激突され	作業員 50代	荷降ろしした後に、バックで走行していたフォークリフトに、別室から出てきた被災者が激突され、頭部を打撲して死亡したもの。